

グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程 新旧対照表

新	旧
グリーンイノベーション基金事業費<u>補助</u>金交付規程 2021 年 5 月 24 日 2021 年度規程第 8 号 <u>一部改正 2025 年 12 月 31 日 2025 年度規程第 52 号</u> (目的) 第 1 条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第三号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うグリーンイノベーション基金事業費<u>補助</u>金（以下「<u>補助</u>金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。 (適用)	グリーンイノベーション基金事業費<u>助成</u>金交付規程 2021 年 5 月 24 日 2021 年度規程第 8 号 (目的) 第 1 条 この規程は、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成 14 年法律第 145 号。以下「機構法」という。）第 15 条第三号の規定に基づき、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（以下「機構」という。）が行うグリーンイノベーション基金事業費<u>助成</u>金（以下「<u>助成</u>金」という。）の交付業務の手続き等を定め、もってその業務の適正な処理を図ることを目的とする。 (適用)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、並びに産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311財産第2号）及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311財産第2号）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20230301財産第2号）及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20230301財産第2号）並びにグリーンイノベーション基金事業の基本方針（以下「基本方針」という。）、プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画（以下「研究開発・社会実装計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）、グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2020年度規程第39号）及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2020年度機構達第22号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 機構が行う助成金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、機構法、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成15年経済産業省令第120号）、並びに産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20210311財産第2号）及び産業技術実用化開発事業費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20210311財産第2号）又は特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）交付要綱（20230301財産第2号）及び特定公募型研究開発費補助金（グリーンイノベーション基金補助金）実施要領（20230301財産第2号）並びにグリーンイノベーション基金事業の基本方針（以下「基本方針」という。）、プロジェクト毎に担当省庁が別に定める研究開発・社会実装計画（以下「研究開発・社会実装計画」という。）並びに国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書（15度新エネ総第1001004号）、グリーンイノベーション基金事業の実施に関する規程（2020年度規程第39号）及びグリーンイノベーション基金の管理及び運用に関する機構達（2020年度機構達第22号）に定められたものによるほか、この規程の定めるところによる。

（定義）

第3条 この規程で「補助事業」とは、プロジェクト毎に定めた研究開発・社会実装計画に基づく野心的な2030年目標等達成を目指す研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業（以下「2030年目標等に係る補助事業」という。）又は2030年目標等に係る補助事業後に開発成果の社会実装に向けて取り組む事業（以下「インセンティブに係る補助事業」という。）をいう。

2 この規程で「補助事業者」とは、補助事業を実施する者をいう。

（交付の対象）

第4条 機構は、前条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を補助する。ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

（交付に係る選定の基準）

第5条 機構は、補助事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 補助事業者が補助事業に係る研究開発計画、事業戦略・事業計画及びイノベーション推進体制等に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- 二 補助事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

第3条 この規程で「助成事業」とは、プロジェクト毎に定めた研究開発・社会実装計画に基づく野心的な2030年目標等達成を目指す研究開発（以下「研究開発」という。）を行う事業（以下「2030年目標等に係る助成事業」という。）又は2030年目標等に係る助成事業後に開発成果の社会実装に向けて取り組む事業（以下「インセンティブに係る助成事業」という。）をいう。

2 この規程で「助成事業者」とは、助成事業を実施する者をいう。

（交付の対象）

第4条 機構は、前条第1項に定める研究開発を行う者に対し、当該研究開発に必要な費用の一部を助成する。ただし、第28条に定める事項に該当する者が行う事業に対しては、本助成金の交付対象としない。

（交付に係る選定の基準）

第5条 機構は、助成事業者の選定に当たっては、次に掲げる事項を基準として行う。

- 一 助成事業者が助成事業に係る研究開発計画、事業戦略・事業計画及びイノベーション推進体制等に対する具体的計画を有し、その実施に必要な能力を有すること。
- 二 助成事業を的確に遂行するのに必要な費用のうち、自己負担分の調達に関し十分な経理的基礎を有すること。

三 補助事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(補助対象費用等)

第6条 補助の対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記1に掲げるものの範囲とする。

2 補助金の額は、補助対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める補助対象費用の金額以内とする。

3 補助事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に補助金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

(交付の申請)

第7条 機構は、補助金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による補助金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た

三 助成事業に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有すること。

(助成対象費用等)

第6条 助成の対象となる費用（以下「助成対象費用」という。）は、第4条に規定する研究開発に必要な費用のうち、別記1に掲げるものの範囲とする。

2 助成金の額は、助成対象費用の総額に別途定める補助率を乗じた金額以内又は別途定める助成対象費用の金額以内とする。

3 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合は、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

(交付の申請)

第7条 機構は、助成金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）に対し、様式第1による助成金交付申請書（以下「交付申請書」という。）を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

2 機構は、申請者が前項の助成金の交付の申請をするに当たって、当該助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象費用に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た

金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2 機構は、前項の審査の結果、補助金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができるものとする。

4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。)を減額して行わせるものとする。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定等)

第8条 機構は、前条の規定による交付申請書の提出があったときは、その内容について審査を行うものとする。

2 機構は、前項の審査の結果、助成金を交付すべきものと認めたときは、様式第2による交付決定通知書により申請者に通知するものとする。

3 前項の場合において、機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、助成金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて助成金の交付の決定をすることができるものとする。

4 機構は、第2項又は前項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について減額して交付申請がなされたものについては、これを審査し、適当と認めたときは、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して行うものとする。

5 機構は、前条第2項ただし書による交付の申請がなされたものについては、助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額について、助成金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

6 機構は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって補助事業を行うべきこと。
- 二 補助事業者は、補助事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された補助対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- 三 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 補助事業者は、補助事業を遂行するための契約をするときは、補助事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

6 機構は、助成金の交付が適当でないと認めるときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付に当たっての条件)

第9条 機構は、助成金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付するものとする。

- 一 助成事業者は、助成金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行うべきこと。
- 二 助成事業者は、助成事業の内容の変更（軽微なものを除く。）をしようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。ただし、交付決定通知書に記載された助成対象費用の費目の配分を超えて支出する場合（費目のⅣとの間の流用を除く。）、費目のⅠからⅢの合計（複数年度交付決定においては、費目のⅠからⅢの年度限度額の合計）の10分の5を超えて流用するときは、届け出ること。
- 三 助成事業者は、助成事業を中止し、又は廃止しようとするときは、機構の承認を受けるべきこと。
- 四 助成事業者は、助成事業を遂行するための契約をするときは、助成事業の運営上一般の競争に付すことが著しく困難又は不適當である場合を除き、一般の競争に付すべきこと。

五 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、補助事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。

七 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

八 補助事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、補助事業の遂行及び収支の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

五 助成事業者は、助成事業の全部又は一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施してはならないこと。ただし、助成事業の一部について、第三者と委託又は共同で実施することを交付申請書に記載し、機構が認めた場合はこの限りでない。また、委託又は共同して実施する場合には、実施に関する契約を締結すべきこと。

六 助成事業者は、助成事業の経理について助成事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を助成事業の完了した日（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日）の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておくべきこと。

七 助成事業者は、助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は助成事業の遂行が困難となった場合においては、様式第3による事故報告書を速やかに機構に提出し、その指示を受けるべきこと。

八 助成事業者は、機構が必要と認めて指示したときは、助成事業の遂行及び収支の状況に関し、実施状況報告書を速やかに提出すべきこと。

九 2030 年目標等に係る補助事業を実施する者は、当該補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（当該補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は当該補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 4 による実績報告書を機構に提出すべきこと。また、インセンティブに係る補助事業を実施する者は、当該補助事業が完了するとき（第 31 条第 8 項において当該補助事業の廃止の通知を受けた場合を含む。）は、完了の日（第 31 条第 8 項において当該補助事業の廃止の通知を受けた場合は、その通知日。）までに、又は当該補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第 4 による実績報告書を機構に提出すべきこと。

十 補助事業者は、機構が、補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち会わせるときは、これに応ずべきこと。

十一 補助事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

十二 補助事業者は、機構が補助事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又は

九 2030 年目標等に係る助成事業を実施する者は、当該助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（当該助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は当該助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 4 による実績報告書を機構に提出すべきこと。また、インセンティブに係る助成事業を実施する者は、当該助成事業が完了するとき（第 31 条第 8 項において当該助成事業の廃止の通知を受けた場合を含む。）は、完了の日（第 31 条第 8 項において当該助成事業の廃止の通知を受けた場合は、その通知日。）までに、又は当該助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、当該会計年度の末日までに、様式第 4 による実績報告書を機構に提出すべきこと。

十 助成事業者は、機構が、助成事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は実地調査を行おうとするときは、遅滞なくこれに応ずべきこと。また、機構が必要であると認め、経済産業省の職員を立ち会わせるときは、これに応ずべきこと。

十一 助成事業者は、機構が事実確認の必要があると認めるときは、取引先に対し、参考となるべき報告及び資料の提出について協力を求めるべきこと。

十二 助成事業者は、機構が助成事業に係る実施状況及び実績の報告等を受け、その報告等に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容又は

これに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

十三 補助事業者は、機構が第 19 条第 2 項の規定により補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

十四 補助事業者は、第 19 条第 1 項の規定により補助金の返還請求の通知を受けたときは、補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第十号及び第十一号の規定による場合はこの限りでない。

十五 補助事業者は、返還すべき補助金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十六 補助事業者は、補助事業年度及び補助事業年度の終了後 5 年間、補助事業の成果を学術誌等で発表した場合、補助事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。

これに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。

十三 助成事業者は、機構が第 19 条第 2 項の規定により助成金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。

十四 助成事業者は、第 19 条第 1 項の規定により助成金の返還請求の通知を受けたときは、助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を加えて返還すべきこと。ただし、第 18 条第 1 項第十号及び第十一号の規定による場合はこの限りでない。

十五 助成事業者は、返還すべき助成金を期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すべきこと。

十六 助成事業者は、助成事業年度及び助成事業年度の終了後 5 年間、助成事業の成果を学術誌等で発表した場合、助成事業に基づく発明、考案等に関して、産業財産権等を出願又は取得及びそれらを譲渡し若しくは実施権を設定した場合には、当該年度の終了後 30 日以内に様式第 5 による届出書を機構に提出すべきこと。

十七 **補助**事業者は、**補助**事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第 16 条第 1 項により処分（**補助**金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十八 **補助**事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

十九 **補助**事業者は、**補助**金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第 6 による**補助**金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

二十 **補助**事業者は、**補助**事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該**補助**事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該**補助**事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された**補助**金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

十七 **助成**事業者は、**助成**事業の実施により取得し、又は効用の増加した財産若しくは成果（以下「取得財産等」という。）のうち、第 16 条第 1 項により処分（**助成**金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、取壊し、廃棄し、又は担保に供しようとするをいう。）を制限されたものについては、善良な管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管理状況を明らかにしておくとともに、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。

十八 **助成**事業者は、処分を制限された取得財産等の処分により収入が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の一部（消費税及び地方消費税に係る相当額を除く。）を納付すべきこと。

十九 **助成**事業者は、**助成**金の交付の決定内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、申請の取下げをしようとするときは、交付の決定の通知を受けた日から 20 日以内に、様式第 6 による**助成**金交付申請取下げ届出書を機構に提出することにより行うべきこと。

二十 **助成**事業者は、**助成**事業の完了した日の属する会計年度の翌年度以降 5 年間、様式第 20 による当該**助成**事業に係る事業化状況報告書を機構に提出し、当該**助成**事業の成果に基づく収益が生じたときは、機構の請求に応じ、交付された**助成**金の額を上限として、その収益の一部を機構に納付すべきこと。

二十一 **補助**事業者は、**補助**事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。

二十二 **補助**事業者は、2030 年目標等に係る**補助**事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WGによる取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WGによる取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の意見の決議を踏まえて、第 11 条の規定にかかわらず、**補助**事業期間内においても、経済産業省と協議の上、機構の判断により**補助**金の交付決定の内容の変更、**補助**事業期間の変更又は**補助**事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。

二十三 **補助**事業者は、基本方針に基づき、2030 年目標等に係る**補助**事業の完了に伴い実施する機構による社会実装計画の審査（以下「機構による社会実装計画の審査」という。）、インセンティブに係る**補助**事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価（以下「機構によるフォローアップ評価」という。）により評価されることを受け入れること。

二十一 **助成**事業者は、**助成**事業で得られた成果を発表又は公開する場合、事前に機構に対し別途定める方法により報告すること。また、発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られたものであることを明示すること。

二十二 **助成**事業者は、2030 年目標等に係る**助成**事業期間中に毎会計年度、基本方針に基づき、産業構造審議会のグリーンイノベーションプロジェクト部会（以下「部会」という。）の下に設置される分野別ワーキンググループ（以下「WG」という。）による取組状況の確認・評価（以下「WGによる取組状況の確認等」という。）が実施されることを受け入れること。また、WGによる取組状況の確認等及びその報告を受けた部会におけるプロジェクト中止の意見の決議を踏まえて、第 11 条の規定にかかわらず、**助成**事業期間内においても、経済産業省と協議の上、機構の判断により**助成**金の交付決定の内容の変更、**助成**事業期間の変更又は**助成**事業の廃止ができるものとし、これを受け入れること。

二十三 **助成**事業者は、基本方針に基づき、2030 年目標等に係る**助成**事業の完了に伴い実施する機構による社会実装計画の審査（以下「機構による社会実装計画の審査」という。）、インセンティブに係る**助成**事業を開始した翌会計年度以降、毎年度実施する機構によるフォローアップ評価（以下「機構によるフォローアップ評価」という。）により評価されることを受け入れること。

二十四 補助事業年度の終了後5年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、補助事業年度の終了後5年度目の状況によっては、補助事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

二十五 補助事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十六 補助事業者は、この規程に規定する様式の提出を、補助金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（補助金の額等及び補助期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。

二十七 補助事業者は、当該補助事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

二十八 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、補助事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十四 助成事業年度の終了後5年間、追跡調査・評価、産業財産権等の取得及び利用状況並びに事業化状況調査（以下「評価・調査等」という。）に協力すること。（なお、助成事業年度の終了後5年度目の状況によっては、助成事業者の合意を得た上で、評価・調査等の期間を延長することがある。）

二十五 助成事業者は、労務費の算定に当たっては本規程又は機構が別途定める単価を用いること。ただし、機構が別の方法を指示したときは、その指示に従うこと。

二十六 助成事業者は、この規程に規定する様式の提出を、助成金交付申請書に定める主任研究者に委任することができること。ただし、様式第1、様式第6、様式第7（助成金の額等及び助成期間の変更に関するもの）及び様式第9を除く。

二十七 助成事業者は、当該助成事業の成果について、第三者への不正な流出を防止するため、従業員等との間で退職後の取決めを含めた秘密保持契約を締結するなど、必要な措置をとるよう努めるとともに、不正に第三者への成果の流出があった場合には、遅滞なく機構に報告し、不正行為者に対し法的措置を講ずるなど、適切に対処すること。

二十八 複数年度交付決定の場合、日本国政府の予算又は方針の変更等により本交付決定内容の変更を行う必要が生じたときは、助成事業者は、機構の指示に従うべきこと。

二十九 補助事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

三十 補助事業者は、補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、補助事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）

三十一 補助事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

三十二 補助事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

二十九 助成事業者は、機構が提供する電子情報処理組織を用いて申請及び届出等を行う場合は、別途定めるところによるものとする。ただし、この規程に定める様式を用いて提出することを妨げない。

三十 助成事業者は、助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為（研究成果の中に示されたデータや研究結果等をねつ造、改ざん及び盗用する行為をいう。以下、同じ。）を行った疑いがあると認められる場合は、調査を実施し、その結果を文書で機構に報告すること。（この場合、助成事業者は、経済産業省「研究活動の不正行為への対応に関する指針」（平成 19 年 12 月 26 日制定）に基づき調査を行うこと。）

三十一 助成事業者は、経済産業省「公的研究費の不正な使用等への対応に関する指針」（平成 20 年 12 月 3 日制定）に基づき不正な使用等（研究資金の他の用途への使用又は本規程の内容若しくはこれらに付した条件に違反して使用する行為及び偽りその他不正の手段により研究資金を受給する行為。以下同じ。）の十分な抑止機能を備えた体制整備等に努めること。

三十二 助成事業者は、第 8 条第 2 項の規定に基づく交付決定によって生じる権利の全部又は一部を、機構の承認を得ずに第三者に譲渡し、又は承継しないこと。

三十三 交付決定を受けた補助事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る補助事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十四 補助事業者は、機構が補助事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁（以下、単に「担当省庁」という。）に対して提供することに同意すること。

三十五 補助事業者は、補助事業を実施した結果得られた成果を補助事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、補助事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の変革を促すメッセージを不断に発信すること。

三十六 補助事業者は、補助事業の実施に要する経費を適切に使用するために、第 7 条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に別記 2 に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、補助事業者が一切の責任を負うものとする。

三十七 補助事業者は、第 32 条第 5 項の規定により機構から指示があった場合は、その指示に従うこと。

三十三 交付決定を受けた助成事業の期間にかかわらず、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 35 条の 5 の規定に基づき、機構の中長期計画における最終年度の翌年度以降の期間に係る助成事業内容の効力は、機構の次期中長期計画が、経済産業大臣の認可を受けることを条件として生ずるものとする。

三十四 助成事業者は、機構が助成事業に関して知り得た一切の情報について、必要に応じて経済産業省及び研究開発・社会実装計画を作成する担当省庁（以下、単に「担当省庁」という。）に対して提供することに同意すること。

三十五 助成事業者は、助成事業を実施した結果得られた成果を助成事業者のホームページ等を通じて国民に対して分かりやすい形で公開することで、助成事業の成果の意義や目標を情報発信し、社会全体の変革を促すメッセージを不断に発信すること。

三十六 助成事業者は、助成事業の実施に要する経費を適切に使用するために、第 7 条に規定する交付申請書に定められた経理責任者（以下、単に「経理責任者」という。）に別記 2 に掲げる誓約事項（以下「誓約事項」という。）を遵守させること。経理責任者が誓約事項に違反した場合には、助成事業者が一切の責任を負うものとする。

三十七 助成事業者は、第 32 条第 5 項の規定により機構から指示があった場合は、その指示に従うこと。

2 機構は、補助金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条 機構は、補助金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第十九号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（補助事業の内容の変更）

第11条 機構は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第二号ただし書の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 補助事業の実施方法等主要内容を変更しようとするとき。
- 二 補助事業の期間を変更しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者速やかに通知するものとする。

2 機構は、助成金の適正な交付を行うために必要があるときは、前項各号に定める事項のほか、第8条第2項に規定する交付決定通知書において、別途条件を定めることができる。

（申請の取下げ）

第10条 機構は、助成金の交付の決定の通知を受けた者から前条により付された条件のうち同条第1項第十九号に基づき取下げの届出があったときは、当該申請に係る助成金の交付の決定はなかったものとみなして措置するものとする。

（助成事業の内容の変更）

第11条 機構は、助成事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、様式第7による計画変更承認申請書を提出させ、あらかじめ承認を受けさせるものとする。ただし、次の各号のいずれにも該当しない軽微な変更及び第9条第1項第二号ただし書の場合については、様式第8による計画変更届出書を提出させるものとする。

- 一 助成事業の実施方法等主要内容を変更しようとするとき。
- 二 助成事業の期間を変更しようとするとき。

2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者速やかに通知するものとする。

3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(補助事業の承継)

第12条 機構は、補助事業者について相続、法人の合併又は分割等により補助事業（補助事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該補助事業を継続して実施しようとするときは、様式第9-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が補助金の交付に係る変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、補助事業者の様式第9-2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式第9-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が補助金の交付に関する変更前の補助事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(補助金の額の確定)

3 第8条及び第9条の規定は、前項の通知をする場合に準用する。

(助成事業の承継)

第12条 機構は、助成事業者について相続、法人の合併又は分割等により助成事業（助成事業に続く事業化等を含む。）を行う者が変更される場合において、その変更により事業を承継する者（以下「承継事業者」という。）が当該助成事業を継続して実施しようとするときは、様式第9-1による承継承認申請書をあらかじめ機構に提出させ、承継事業者が助成金の交付に係る変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

2 機構は、前項の承認をしたときは、その旨を、速やかに承継事業者に通知するものとする。

3 第1項の規定にかかわらず、承継事業者が承継を予定する日までに設立されない場合、機構は、助成事業者の様式第9-2による承継承認申請書をあらかじめ提出させるものとする。

4 機構は、前項の申請書を受理したときは、承継事業者が設立されたときに承継事業者の様式第9-1による承継承認申請書を提出させること等を条件に、承継事業者が助成金の交付に関する変更前の助成事業を行う者の地位を承継する旨の承認を行うことができる。

(助成金の額の確定)

第 13 条 機構は、補助事業が完了し、補助事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、様式第 10 による確定通知書によって当該補助事業者には通知するものとする。

2 前項の補助金の確定額は、機構が、年度毎に交付の決定を行った補助金の額と、前項の規定による実績報告書の補助対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額補助と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

（補助金の支払）

第 14 条 機構は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助事業者に対し、補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、補助事業者が補助金の支払を請求しようとするときは、様式第 11-1 による補助金概算払請求書又は様式第 12 による補助金精算払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第 13 条 機構は、助成事業が完了し、助成事業者から実績報告書を受理したときは、その内容の審査及び必要に応じて行う実地調査等により、その報告に係る助成事業の実績が助成金の交付の決定の内容及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第 10 による確定通知書によって当該助成事業者には通知するものとする。

2 前項の助成金の確定額は、機構が、年度毎に交付の決定を行った助成金の額と、前項の規定による実績報告書の助成対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額助成と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

（助成金の支払）

第 14 条 機構は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に、助成事業者に対し、助成金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、概算払をすることができる。

2 機構は、助成事業者が助成金の支払を請求しようとするときは、様式第 11-1 による助成金概算払請求書又は様式第 12 による助成金精算払請求書を提出させるものとする。

（財産の管理等）

第 15 条 補助事業者は、当該補助事業による取得財産等について、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 補助事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第 13 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

4 補助事業者は、補助事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（補助事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は補助事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 14 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第 16 条 補助事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号を準用する。

第 15 条 助成事業者は、当該助成事業による取得財産等について、助成事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理し、助成金の交付の目的に従ってその効率的運用を図らなければならない。

2 助成事業者は、処分を制限された取得財産等について機構が指示する標示票を貼付し、管理台帳を備えて管理しなければならない。

3 助成事業者は、処分を制限された取得財産等を処分することにより、収入があったときは様式第 13 による収入金報告書を機構に提出し、機構の請求に応じその収入の一部を機構に納付しなければならない。

4 助成事業者は、助成事業が完了するときは、完了の日の翌日から起算して 61 日以内（助成事業の廃止の承認を受けたときは、その承認のあった日まで）に、又は助成事業が完了せずに機構の会計年度が終了するときは、翌会計年度の 5 月 31 日までに、様式第 14 による取得財産等管理明細表を実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。

（財産の処分制限）

第 16 条 助成事業者の取得財産等のうち処分を制限する財産は、取得価額又は効用の増加価額が単価 50 万円以上の機械及び重要な器具その他の財産とする。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、昭和 53 年通商産業省告示第 360 号を準用する。

3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 15 による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 補助事業者は、第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

（中止又は廃止の承認）

第 17 条 機構は、補助事業者が、第 30 条第 5 項ただし書きに定める補助事業者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合において、当該補助事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、補助事業者はその承認を受けさせるものとする。

2 機構は、補助事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第 7 に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 16 により速やかに当該補助事業者へ通知するものとする。

3 （略）

（交付決定の取消）

第 18 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

3 助成事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、様式第 15 による財産処分承認申請書を機構に提出し、あらかじめその承認を受けなければならない。

4 助成事業者は、第 2 項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得られた収入については、前条第 3 項の規定は適用しない。

（中止又は廃止の承認）

第 17 条 機構は、助成事業者が、第 30 条第 5 項ただし書きに定める助成事業者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合において、当該助成事業の全部又は一部を中止し、若しくは廃止しようとするときは、助成事業者はその承認を受けさせるものとする。

2 機構は、助成事業者が前項の承認を受けようとするときは、様式第 7 に準じた中止（廃止）承認申請書をあらかじめ提出させ、これを審査し、当該申請に係る中止又は廃止がやむを得ないと認めてこれを承認したときは、様式第 16 により速やかに当該助成事業者へ通知するものとする。

3 （略）

（交付決定の取消）

第 18 条 機構は、次の各号のいずれかに該当するときは、第 8 条の規定による交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 補助事業者が、第 8 条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
 - 三 補助事業者が、第 9 条の規定により付された条件に違反したとき。
 - 四 補助事業者が、その他法令等に違反したとき。
 - 五 補助事業者が、機構との補助事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 六 補助事業に従事した者が、補助事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 七 補助事業に従事した者が、補助事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。
 - 八 補助事業者が、第 28 条の規定の誓約に違反したとき。
 - 九 補助事業者が、第 32 条第 3 項の規定により提出した事業戦略ビジョンに虚偽の記載をした場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと担当省庁が判断したとき。
 - 十 天災地変その他補助金等の交付の決定後に生じた事情の変更により補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - 十一 第 23 条第 3 項に規定する場合において、補助事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項第一号から第九号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく補助金の額の確定があった後においても適用するものとする。

- 一 助成事業者が、助成金を助成事業以外の用途に使用したとき。
 - 二 助成事業者が、第 8 条の規定による交付の決定の内容に違反したとき。
 - 三 助成事業者が、第 9 条の規定により付された条件に違反したとき。
 - 四 助成事業者が、その他法令等に違反したとき。
 - 五 助成事業者が、機構との助成事業等に関して不正又は虚偽の報告等をしたとき。
 - 六 助成事業に従事した者が、助成事業に関して研究活動の不正行為を行った者、関与した者又は責任を負う者として認定されたとき。
 - 七 助成事業に従事した者が、助成事業に関して公的研究費の不正な使用等があったと認定されたとき。
 - 八 助成事業者が、第 28 条の規定の誓約に違反したとき。
 - 九 助成事業者が、第 32 条第 3 項の規定により提出した事業戦略ビジョンに虚偽の記載をした場合において、当該違反内容に重大性又は緊急性等があるものと担当省庁が判断したとき。
 - 十 天災地変その他助成金等の交付の決定後に生じた事情の変更により助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
 - 十一 第 23 条第 3 項に規定する場合において、助成事業等の全部又は一部を継続する必要がなくなったとき。
- 2 前項第一号から第九号に掲げるものについては、第 13 条の規定に基づく助成金の額の確定があった後においても適用するものとする。

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還等)

第19条 機構は、前条の規定に基づき補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消に係る部分に関し、既に補助金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第13条の規定に基づき額の確定をした場合（第17条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の補助金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前2項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

- 一 返還すべき補助金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき補助金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第17又は第18により報告させるものとする。

5 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を第3項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応

3 機構は、第1項に基づく取消をしたときは、様式第16に準じた様式により速やかに助成事業者へ通知するものとする。

(助成金の返還等)

第19条 機構は、前条の規定に基づき助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消に係る部分に関し、既に助成金が支払われているときは、期限を定めて、その返還を請求するものとする。

2 機構は、第13条の規定に基づき額の確定をした場合（第17条第3項において準用する場合を含む。）において、既にその額を超える助成金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分の助成金の返還を請求するものとする。

3 機構は、前2項に基づき助成金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速やかに助成事業者へ通知するものとする。

- 一 返還すべき助成金の額
- 二 加算金及び延滞金に関する事項
- 三 納期日

4 機構は、第1項又は第2項の規定に基づき助成金の返還を請求したときは、必要に応じて様式第17又は第18により報告させるものとする。

5 機構は、助成事業者が、返還すべき助成金を第3項第三号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応

じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還）

第 20 条 補助事業者は、補助事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 19 により速やかに機構に報告しなければならない。

2～3 （略）

（加算金の計算）

第 21 条 機構は、補助金が 2 回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充てるものとする。

じ、その未納付額につき年 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還）

第 20 条 助成事業者は、助成事業完了後、又は複数年度交付決定においては機構の会計年度終了後に、消費税及び地方消費税の申告により助成金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第 19 により速やかに機構に報告しなければならない。

2～3 （略）

（加算金の計算）

第 21 条 機構は、助成金が 2 回以上に分けて交付されている場合における加算金の計算については、返還を請求した額に相当する助成金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして行うものとする。

2 機構は、加算金を徴収する場合において、助成事業者の納付した金額が返還を請求した助成金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した助成金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 22 条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 (略)

(成果の普及及び事業化への努力)

第 23 条 機構及び補助事業者は、補助事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。

2 補助事業者は、交付申請書に添付する事業戦略ビジョンを変更しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめWGによる議論を経て、第 11 条第 1 項に基づき、機構の承認を受けなければならない。

- 一 事業戦略ビジョンを著しく変更しようとするとき。
- 二 その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び補助事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。

3 前項において、事業戦略ビジョンの変更が第 1 項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、補助事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。

(延滞金の計算)

第 22 条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

2 (略)

(成果の普及及び事業化への努力)

第 23 条 機構及び助成事業者は、助成事業による成果が生じたときはその成果の普及及び事業化により、国内生産・雇用、輸出、内外ライセンス収入、国内生産波及・誘発効果、国民の利便性向上等の形を通じて、我が国の経済活性化の実現に努めるものとする。

2 助成事業者は、交付申請書に添付する事業戦略ビジョンを変更しようとする場合であって、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめWGによる議論を経て、第 11 条第 1 項に基づき、機構の承認を受けなければならない。

- 一 事業戦略ビジョンを著しく変更しようとするとき。
- 二 その他前項の規定の趣旨に影響を与えるものとして、機構及び助成事業者が協議してあらかじめ定めた条件に該当するとき。

3 前項において、事業戦略ビジョンの変更が第 1 項の規定に抵触するおそれがある場合、機構は、助成事業者に対して変更内容の改善を求めることができる。

4 補助事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

（事業化の報告）

第 24 条 機構は、補助事業者は補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該補助事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、様式第 20 による事業化状況報告書を提出させるものとする。

2 前項に定める報告書は、補助事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額が補助金確定額を超えることが明らかになった場合には、補助事業者は会計年度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。

（収益納付）

第 25 条 機構は、前条の報告書により、補助事業者は相当の収益が生じたと認めたときは、補助事業者に対して交付した補助金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、補助金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、補助事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。

4 助成事業者は、研究成果の事業化・製品化を行う場合については、事前に機構に対し報告するものとする。また、研究成果の事業化・製品化について発表又は公開する場合において、特段の理由がある場合を除き、機構の事業の結果得られた成果を活用していることを明示するものとする。

（事業化の報告）

第 24 条 機構は、助成事業者は助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間、当該助成事業に係る過去 1 年間の事業化状況について、様式第 20 による事業化状況報告書を提出させるものとする。

2 前項に定める報告書は、助成事業者の毎会計年度決算確定後 20 日以内に提出させるものとする。ただし、当該年度分の報告書に記載すべき基準納付額が助成金確定額を超えることが明らかになった場合には、助成事業者は会計年度決算確定以前でも機構に報告書を提出することができるものとする。

（収益納付）

第 25 条 機構は、前条の報告書により、助成事業者は相当の収益が生じたと認めたときは、助成事業者に対して交付した助成金の全部又は一部に相当する金額の納付を命ずることができる。

2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計は、助成金の確定額の合計額を上限とする。

3 収益納付すべき期間は、助成事業の完了年度の翌年度以降 5 年間とする。

4 機構は、補助事業者が中小企業であって事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。

5 機構は、前項の免除を行う場合には、補助事業者の様式第 21 による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者に通知するものとする。

(データマネジメント)

第 26 条 補助事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち補助事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。

(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)

第 27 条 補助事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 65 条第 1 項に規定する補助事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第 70 条第 2 項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第 70 条第 1 項に規定する保全対

4 機構は、助成事業者が中小企業であって事業化状況報告書の対象年度に営業利益、経常利益又は純利益のいずれかが、単体決算で赤字となる場合に、当該年度の納付を免除することができるものとする。

5 機構は、前項の免除を行う場合には、助成事業者の様式第 21 による納付免除申請書を提出させ、これを承認したときは、その旨を当該助成事業者に通知するものとする。

(データマネジメント)

第 26 条 助成事業者は、「公的資金による研究データの管理・利活用に関する基本的な考え方」（令和 3 年 4 月 27 日、統合イノベーション戦略推進会議）及び機構が公募時等に示す情報を踏まえて、研究開発により生じたデータのうち助成事業者が管理対象データとしたものについてデータマネジメントを行うものとする。

(経済安全保障推進法に基づく特許出願の非公開)

第 27 条 助成事業者は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和 4 年法律第 43 号。以下「経済安全保障推進法」という。）第 65 条第 1 項に規定する助成事業者の特許出願に係る明細書等（以下「明細書等」という。）に記載された発明について経済安全保障推進法第 70 条第 2 項に規定する保全指定がされている場合、当該特許出願に係る明細書等に記載された保全対象発明（経済安全保障推進法第 70 条第 1 項に規定する保全対

象発明をいう。以下同じ。)の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。

2 **補助**事業者は、**補助**事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 66 条第 1 項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第 67 条第 1 項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第 66 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 **補助**事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第 66 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

4 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、機構が**補助**事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、**補助**事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

象発明をいう。以下同じ。)の情報は、この規程に別段の定めがある場合を除き、機構に提示しないこととする。

2 **助成**事業者は、**助成**事業者の特許出願に関して、その出願から経済安全保障推進法第 66 条第 1 項に基づき特許庁長官により当該特許出願に係る書類が内閣総理大臣へ送付される若しくは送付されないことが決定されるまでの間、及び同法第 67 条第 1 項に規定された保全審査が行われている間、当該特許出願の明細書等に記載された発明に係る詳細な技術情報については、機構に提示しないこととする。ただし、当該特許出願の明細書等に記載された発明が、同法第 66 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

3 **助成**事業者は、特許出願を予定している場合、当該特許出願の明細書等に記載する発明に係る詳細な技術情報を機構に提示しないこととする。ただし、当該発明が、同法第 66 条第 1 項に規定する特定技術分野に属さないことが明らかである場合は、この限りでない。

4 第 1 項から第 3 項までの規定にかかわらず、機構が**助成**事業の管理における必要性から保全対象発明又は詳細な技術情報の提示を求めたときは、**助成**事業者は、機構が指定する方法により、当該保全対象発明の情報又は詳細な技術情報を機構に提示するものとする。

(暴力団排除に関する誓約)

第 28 条 補助事業者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一～四 （略）

2 前項については、補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（契約の相手方の制限）

第 29 条 補助事業者は、補助事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が 100 万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の遂行上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 機構は、補助事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 前二項の規定は、補助事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講ずるものとする。

第 28 条 助成事業者は、助成金の交付の申請をするに当たって、また、助成事業の実施期間内及び完了後においては、次に掲げる事項のいずれにも該当しないことを確認しなければならない。

一～四 （略）

2 前項については、助成金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

（契約の相手方の制限）

第 29 条 助成事業者は、助成事業を実施するために締結する委託、売買、請負その他の契約（契約金額が 100 万円未満のものを除く。）をするにあたり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、助成事業の遂行上、当該事業者でなければ助成事業の遂行が困難又は不適當である場合は、機構の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

2 機構は、助成事業者が前項の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は、必要な措置を求めることができるものとし、助成事業者は機構から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

3 前二項の規定は、助成事業の一部を第三者に請け負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、助成事業者は、必要な措置を講ずるものとする。

(改善点の指摘及び事業の廃止決定)

第 30 条 WGによる取組状況の確認等の結果を踏まえて、WGが経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断した場合、WGは補助事業者に対して改善点を指摘する。

2 補助事業者は、WGによる取組状況の確認等の実施のために、機構が別に定めるマネジメントシートを機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

3 機構は、WGにより第1項に規定する改善点の指摘がなされた場合、速やかに、補助事業者に対し必要な指示とともに当該改善点を通知するものとする。

4 機構は、前項の改善点の通知を受けた補助事業者に対して、改善点の通知日以降の補助事業に要する経費に係る第14条第1項ただし書きに定める概算払をしないものとする。ただし、改善点の通知日以降のWGによる取組状況の確認等において十分な対応が見られたときは、この限りでない。

5 改善点の通知日以降のWGによる取組状況の確認等により十分な対応が見られない場合には、WGは事業の中止に係る意見を決議し、部会の最終決定を経て、経済産業省と協議の上、機構が補助事業の全体又は一部の廃止を決定する。ただし、機構は、技術潮流や国内外の競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は補助事業開始時点で予見することのできない事由等であって補助事業

(改善点の指摘及び事業の廃止決定)

第 30 条 WGによる取組状況の確認等の結果を踏まえて、WGが経営者のコミットメントを含めた事業推進体制が不十分であると判断した場合、WGは助成事業者に対して改善点を指摘する。

2 助成事業者は、WGによる取組状況の確認等の実施のために、機構が別に定めるマネジメントシートを機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

3 機構は、WGにより第1項に規定する改善点の指摘がなされた場合、速やかに、助成事業者に対し必要な指示とともに当該改善点を通知するものとする。

4 機構は、前項の改善点の通知を受けた助成事業者に対して、改善点の通知日以降の助成事業に要する経費に係る第14条第1項ただし書きに定める概算払をしないものとする。ただし、改善点の通知日以降のWGによる取組状況の確認等において十分な対応が見られたときは、この限りでない。

5 改善点の通知日以降のWGによる取組状況の確認等により十分な対応が見られない場合には、WGは事業の中止に係る意見を決議し、部会の最終決定を経て、経済産業省と協議の上、機構が助成事業の全体又は一部の廃止を決定する。ただし、機構は、技術潮流や国内外の競争環境の著しい変化、研究開発期間中の著しい経済情勢の変動、天災地変その他不可抗力（感染症の拡大、紛争等）又は助成事業開始時点で予見することのできない事由等であって助成事業

者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、**補助**事業者の希望に基づき、WGによる**補助**事業者に対する改善点の指摘及び事業の廃止に係る意見を経ることなく、経済産業省と協議の上、事業を廃止できる。

6 前項本文に基づき機構が事業の廃止を決定した場合、機構は、改善点の通知を受けた**補助**事業者に対して当該**補助**事業の廃止を通知するものとし（以下、当該通知を「事業廃止通知」という。）、第11条の規定にかかわらず、様式第2による交付決定通知により、改善点を通知した日をもって、**補助**事業期間は終了したものとみなす。

7 事業廃止通知がなされた場合における第13条に規定する**補助**金の額とは、機構が、年度毎に交付の決定を行った**補助**金の額と、第13条第1項の規定による実績報告書の**補助**対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、交付決定通知日から改善点の通知日までの実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額**補助**と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

8 第19条第2項から第5項までの規定は、概算払の額が前項の**補助**金の額を超える場合に準用する。

（インセンティブに係る**補助**事業）

第31条 **補助**事業者は、機構による社会実装計画の審査及び機構によるフォローアップ評価の実施のために、機構が別に定める社会実装計画を機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

者の責任によらない事情があるとWGが認めた場合については、**助成**事業者の希望に基づき、WGによる**助成**事業者に対する改善点の指摘及び事業の廃止に係る意見を経ることなく、経済産業省と協議の上、事業を廃止できる。

6 前項本文に基づき機構が事業の廃止を決定した場合、機構は、改善点の通知を受けた**助成**事業者に対して当該**助成**事業の廃止を通知するものとし（以下、当該通知を「事業廃止通知」という。）、第11条の規定にかかわらず、様式第2による交付決定通知により、改善点を通知した日をもって、**助成**事業期間は終了したものとみなす。

7 事業廃止通知がなされた場合における第13条に規定する**助成**金の額とは、機構が、年度毎に交付の決定を行った**助成**金の額と、第13条第1項の規定による実績報告書の**助成**対象費用（費目ごとに配分された流用後の限度額と、交付決定通知日から改善点の通知日までの実支出額からその他の収入を控除した額のいずれか低い額）の合計額に補助率を乗じて得た額（機構が定額**助成**と定めた費用はその金額以内の実支出額）のいずれか低い額とする。

8 第19条第2項から第5項までの規定は、概算払の額が前項の**助成**金の額を超える場合に準用する。

（インセンティブに係る**助成**事業）

第31条 **助成**事業者は、機構による社会実装計画の審査及び機構によるフォローアップ評価の実施のために、機構が別に定める社会実装計画を機構の指定する期間内に機構に提出しなければならない。

2 機構は、野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、2030 年目標等に係る補助事業終了時点における目標の達成度に国費負担額を連動させるインセンティブ措置を講じることとし、その手段として機構による社会実装計画の審査や WG での議論の結果等を踏まえ、あらかじめ定めた限度額の範囲内で、補助事業者に対してインセンティブ額を交付することができる。

3 (略)

4 前項に規定する目標達成インセンティブ額は、補助対象費用の総額（ただし、基本方針に基づく予見性のない環境変化への対策として機構が指示する額については、補助対象費用の総額から控除する。）に目標達成インセンティブ率（研究開発・社会実装計画に記載された、目標の達成に係るインセンティブ率をいう。以下同じ）及び目標達成度係数（目標の達成度に応じた係数をいう。以下同じ）を順次乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する前倒しインセンティブ額は、補助対象費用の総額（ただし、基本方針に基づく予見性のない環境変化への対策として機構が指示する額については、補助対象費用の総額から控除する。）に前倒しインセンティブ率（研究開発・社会実装計画に記載された、前倒しに係るインセンティブ率をいう。以下同じ）及び目標達成度・前倒し達成困難度係数（目標の達成度や前倒し達成の困難度等に応じた係数をいう。以下同じ。）を順次乗じて得た額とする。ただし、前倒しインセンティブ額の上限は、補助事業開始時に計画した

2 機構は、野心的な研究開発・社会実装の継続に対するコミットメントを高める観点から、2030 年目標等に係る助成事業終了時点における目標の達成度に国費負担額を連動させるインセンティブ措置を講じることとし、その手段として機構による社会実装計画の審査や WG での議論の結果等を踏まえ、あらかじめ定めた限度額の範囲内で、助成事業者に対してインセンティブ額を交付することができる。

3 (略)

4 前項に規定する目標達成インセンティブ額は、助成対象費用の総額（ただし、基本方針に基づく予見性のない環境変化への対策として機構が指示する額については、助成対象費用の総額から控除する。）に目標達成インセンティブ率（研究開発・社会実装計画に記載された、目標の達成に係るインセンティブ率をいう。以下同じ）及び目標達成度係数（目標の達成度に応じた係数をいう。以下同じ）を順次乗じて得た額とする。

5 第3項に規定する前倒しインセンティブ額は、助成対象費用の総額（ただし、基本方針に基づく予見性のない環境変化への対策として機構が指示する額については、助成対象費用の総額から控除する。）に前倒しインセンティブ率（研究開発・社会実装計画に記載された、前倒しに係るインセンティブ率をいう。以下同じ）及び目標達成度・前倒し達成困難度係数（目標の達成度や前倒し達成の困難度等に応じた係数をいう。以下同じ。）を順次乗じて得た額とする。ただし、前倒しインセンティブ額の上限は、助成事業開始時に計画した

2030 年目標等に係る補助事業期間全体の補助金の額から第 13 条の確定額を減じて得た額とする。

6 機構は、第 2 項の審査の結果について、補助事業者に通知し、補助事業者に対して交付申請書を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

7 インセンティブに係る補助事業について、補助事業期間は 3 年間、補助事業の総費用は 2030 年目標等に係る補助事業の補助対象費用の総額（ただし、基本方針に基づく予見性のない環境変化への対策として機構が指示する額については、補助対象費用の総額から控除する。）とし、補助率は目標達成インセンティブ率に目標達成度係数を乗じた割合に、前倒しインセンティブ率に目標達成度・前倒し達成困難度係数を乗じて得た割合を加えて得た割合とする。なお、研究開発・社会実装計画において前倒しインセンティブ措置を講じることの記載がない場合には、補助率は目標達成インセンティブ率に目標達成度係数を乗じて得た割合とする。

8 機構は、機構によるフォローアップ評価の結果を踏まえて、補助事業の廃止を決定したときは、補助事業者に前項の交付の決定に対する当該補助事業の廃止を通知するために、第 11 条の規定にかかわらず、廃止の通知日までを補助事業期間とする様式第 2 による交付決定通知を補助事業者に通知する。

9 前項の当該補助事業の廃止の通知を受けた場合、又はインセンティブに係る補助事業完了年度の翌年度のフォローアップ評価の結果にて社会実装計画の指標が未達であると確認された場合における第 13 条に規定する補助金の額とは、インセンティブ額からインセンティブの返還額を減じた額とする。なお、

2030 年目標等に係る助成事業期間全体の助成金の額から第 13 条の確定額を減じて得た額とする。

6 機構は、第 2 項の審査の結果について、助成事業者に通知し、助成事業者に対して交付申請書を機構が別に定める期日までに提出させるものとする。

7 インセンティブに係る助成事業について、助成事業期間は 3 年間、助成事業の総費用は 2030 年目標等に係る助成事業の助成対象費用の総額（ただし、基本方針に基づく予見性のない環境変化への対策として機構が指示する額については、助成対象費用の総額から控除する。）とし、補助率は目標達成インセンティブ率に目標達成度係数を乗じた割合に、前倒しインセンティブ率に目標達成度・前倒し達成困難度係数を乗じて得た割合を加えて得た割合とする。なお、研究開発・社会実装計画において前倒しインセンティブ措置を講じることの記載がない場合には、補助率は目標達成インセンティブ率に目標達成度係数を乗じて得た割合とする。

8 機構は、機構によるフォローアップ評価の結果を踏まえて、助成事業の廃止を決定したときは、助成事業者に前項の交付の決定に対する当該助成事業の廃止を通知するために、第 11 条の規定にかかわらず、廃止の通知日までを助成事業期間とする様式第 2 による交付決定通知を助成事業者に通知する。

9 前項の当該助成事業の廃止の通知を受けた場合、又はインセンティブに係る助成事業完了年度の翌年度のフォローアップ評価の結果にて社会実装計画の指標が未達であると確認された場合における第 13 条に規定する助成金の額とは、インセンティブ額からインセンティブの返還額を減じた額とする。なお、

インセンティブの返還額とは、インセンティブ額に係数（（４－（（廃止の通知日が属する会計年度）又は（補助事業完了年度の翌会計年度）－（インセンティブに係る補助事業の開始日が属する会計年度）＝（１～３））／３）を乗じた額とする。

10 第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定は、概算払の額が前項の補助金の額を超える場合に準用する。

（技術移転防止に係る事前相談）

第 32 条 補助事業者は、基本方針に基づき、補助事業者又はそのグループ会社が、次項に定める他者（補助事業者の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する 40 日前までに担当省庁に事前に相談しなければならない。

一 コア重要技術等（基本方針に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを補助事業者が知った場合

イ～ニ （略）

二 （略）

2 （略）

3 補助事業者は、第 1 項に規定する相談の可否について確認した結果等について、交付申請書に添付する事業戦略ビジョン（変更した場合はその変更した

インセンティブの返還額とは、インセンティブ額に係数（（４－（（廃止の通知日が属する会計年度）又は（助成事業完了年度の翌会計年度）－（インセンティブに係る助成事業の開始日が属する会計年度）＝（１～３））／３）を乗じた額とする。

10 第 19 条第 2 項から第 5 項までの規定は、概算払の額が前項の助成金の額を超える場合に準用する。

（技術移転防止に係る事前相談）

第 32 条 助成事業者は、基本方針に基づき、助成事業者又はそのグループ会社が、次項に定める他者（助成事業者の子会社を含む。以下同じ。）又は他国に対する行為を行うに当たって、次に掲げる事項に該当する場合は、当該行為を実施する 40 日前までに担当省庁に事前に相談しなければならない。

一 コア重要技術等（基本方針に基づく技術をいう。以下同じ。）の強制的な技術移転のおそれがあること又は次のイ若しくはロに掲げる他者の属性によりコア重要技術等の流出のおそれがあることを助成事業者が知った場合

イ～ニ （略）

二 （略）

2 （略）

3 助成事業者は、第 1 項に規定する相談の可否について確認した結果等について、交付申請書に添付する事業戦略ビジョン（変更した場合はその変更した

もの)に記載した上で、機構が別途指定する期間内に機構に提出しなければならない。

4 (略)

5 機構は、第3項の規定により提出された事業戦略ビジョンに不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、担当省庁と協議の上、補助事業者に対し、その是正のために必要な指示を行うことができる。

(適用の除外)

第33条 インセンティブに係る補助事業については、第6条第3項、第9条第1項第十六号、第二十四号、第二十六号及び第三十六号、第17条、第23条第2項及び第3項は適用しない。

(その他必要な事項)

第34条 この規程に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則 (2022年2月28日2021年度規程第23号)

1. この規程は、2022年3月1日から実施する。

もの)に記載した上で、機構が別途指定する期間内に機構に提出しなければならない。

4 (略)

5 機構は、第3項の規定により提出された事業戦略ビジョンに不当であると認める事項又は虚偽の記載があった場合、担当省庁と協議の上、助成事業者に対し、その是正のために必要な指示を行うことができる。

(適用の除外)

第33条 インセンティブに係る助成事業については、第6条第3項、第9条第1項第十六号、第二十四号、第二十六号及び第三十六号、第17条、第23条第2項及び第3項は適用しない。

(その他必要な事項)

第34条 この規程に定めるもののほか、助成金の交付に関し必要な事項は、機構が別にこれを定める。

附 則 (2022年2月28日2021年度規程第23号)

1. この規程は、2022年3月1日から実施する。

2. ただし、第9条第1項第九号及び第15条第4項の改正規定は、その完了日が機構の2022年度以降に属する補助事業について適用し、その完了日が機構の2021年度に属する補助事業については、なお従前の例による。

附 則（2025 年 12 月 31 日 2025 年度規程第 52 号）

この規程は、2026 年 1 月 1 日から実施する。

別記 1

補助対象費用（内容）

費目	細 目
Ⅰ 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 <u>補助</u> 事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
Ⅱ 労 務 費	1. 研究員費 <u>補助</u> 事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

2. ただし、第9条第1項第九号及び第15条第4項の改正規定は、その完了日が機構の2022年度以降に属する助成事業について適用し、その完了日が機構の2021年度に属する助成事業については、なお従前の例による。

別記 1

助成対象費用（内容）

費目	細 目
Ⅰ 機 械 装 置 等 費	1. 土木・建築工事費 プラント等の建設に必要な土木工事及び運転管理棟等の建築工事並びにこれらに付帯する電気工事等を行うのに必要な経費。
	2. 機械装置等製作・購入費 <u>助成</u> 事業の実施に必要な機械装置、その他備品の製作、購入又は借用に要する経費。
	3. 保守・改造修理費 プラント及び機械装置の保守（機能の維持管理等）、改造（主として価値を高め、又は耐久性を増す場合＝資本的支出）、修理（主として原状に回復する場合）に必要な経費。
Ⅱ 労 務 費	1. 研究員費 <u>助成</u> 事業に直接従事する研究者、設計者及び工員等の人件費。

	2. 補助員費 補助事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記 1. 研究員費に含まれるものを除く）。
Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 補助事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①補助事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、補助事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 補助事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、補助事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費。
Ⅳ 委託費・共同研究費	1. 委託費・共同研究費 補助事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。

※Ⅱ労務費のうち 1. 研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表で算定することとする。ただし、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進するなどのために必要であり、上記に依りがたい場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。

	2. 補助員費 助成事業に直接従事したアルバイト、パート等の経費（但し、上記 1. 研究員費に含まれるものを除く）。
Ⅲ その他経費	1. 消耗品費 助成事業の実施に直接必要な資材、部品、消耗品等の製作又は購入に要する経費。
	2. 旅費 ①助成事業を実施するため特に必要とする研究員及び補助員の旅費、滞在費、交通費。 ②研究者以外の者に、助成事業の実施に必要な知識、情報、意見等の収集のための国内、海外調査に要する経費で旅費、滞在費、交通費。
	3. 外注費 助成事業の実施に必要なデータの分析及びソフトウェア、設計等の外注に係る経費。
	4. 諸経費 上記のほか、助成事業の実施に直接必要な光熱水料、会議費、委員会費、通信料、借料、図書資料費、通訳料、運送費、関税等の経費、学会等参加費・論文投稿費。
Ⅳ 委託費・共同研究費	1. 委託費・共同研究費 助成事業のうち、申請者以外の参加機関が行う研究開発に必要な経費。当該経費の算定に当たっては、上記ⅠからⅢに定める項目に準じて行う。

※Ⅱ労務費のうち 1. 研究員費については、機構が別に定める労務費単価一覧表で算定することとする。ただし、海外の先端技術の取り込みや国際共同研究・実証を推進するなどのために必要であり、上記に依りがたい場合には、受託者の定める基準に基づき算定できるものとする。

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要がある。なお、委託費・共同研究費は、原則として補助対象費用の総額の50%未満。

※学術機関等に対する IV. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能。

別記2

誓約事項

交付申請書に定める経理責任者は、グリーンイノベーション基金事業に係る補助事業の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。

1. 経理責任者は補助業務に実質的に関与しない者とし、補助事業の実施に要する経費の適切な使用について、事業者内で責任を負うこと。また、監査法人による監査、内部監査の監査項目として掲げることも含め、本補助事業を監査することで適切性を担保すること。

2. 経理責任者は、交付申請書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために、業務実施者を選任し必要な体制整備を図ること。なお、登録研究員及び研究補助員（以下「登録研究員等」という。）など補助事業に実質的に関与する

※委託・共同研究を実施する場合には、あらかじめ交付申請書に記載し、機構の承認を得る必要がある。なお、委託費・共同研究費は、原則として助成対象費用の総額の50%未満。

※学術機関等に対する IV. 委託費・共同研究費の場合は「間接経費」の積算が可能。

別記2

誓約事項

交付申請書に定める経理責任者は、グリーンイノベーション基金事業に係る助成事業の実施に要する経費が適切に使用されるために、以下の誓約事項を遵守することを誓約します。

1. 経理責任者は助成業務に実質的に関与しない者とし、助成事業の実施に要する経費の適切な使用について、事業者内で責任を負うこと。また、監査法人による監査、内部監査の監査項目として掲げることも含め、本助成事業を監査することで適切性を担保すること。

2. 経理責任者は、交付申請書に記載する適正な経費の使用の確認を行うために、業務実施者を選任し必要な体制整備を図ること。なお、登録研究員及び研究補助員（以下「登録研究員等」という。）など助成事業に実質的に関与する

者並びに登録研究員等が指導、監督、監査等を行う者を業務実施者に選任しないこと。

3. 経理責任者及び業務実施者（以下「経理責任者等」という。）は、事業者内で保管された補助事業の実施に要する経費に関する専用の帳簿、支出内容を証明又は説明する書類、従事日誌・月報を定期的に確認し、上期4～9月分の執行額（提出日は11月末まで）及び当該年度の執行額（実績報告書に添付して提出）を「経費発生調書」、「労務費積算書」及び「月別項目別明細表」により機構に報告すること。確認においては、法令、グリーンイノベーション基金事業費補助金交付規程、交付申請書、事務処理マニュアル、事業者内の内規及び購買ルール等と照らして行うこと。

4. ～ 5. （略）

様式第1～21 別添のとおり

者並びに登録研究員等が指導、監督、監査等を行う者を業務実施者に選任しないこと。

3. 経理責任者及び業務実施者（以下「経理責任者等」という。）は、事業者内で保管された助成事業の実施に要する経費に関する専用の帳簿、支出内容を証明又は説明する書類、従事日誌・月報を定期的に確認し、上期4～9月分の執行額（提出日は11月末まで）及び当該年度の執行額（実績報告書に添付して提出）を「経費発生調書」、「労務費積算書」及び「月別項目別明細表」により機構に報告すること。確認においては、法令、グリーンイノベーション基金事業費助成金交付規程、交付申請書、事務処理マニュアル、事業者内の内規及び購買ルール等と照らして行うこと。

4. ～ 5. （略）

様式第1～21 別添のとおり